報告書受領

二月十七日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく平成二十七年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

また、同日内閣を経由して総務大臣から、地方税法第七百五十八条第二項の規定に基づく地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を受領した。

また、同日内閣から、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第五条第二項の規定に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を受領した。

辞令

参議院参事に任ずる
国際部国際交流課長を命ずる（二月十九日）
渡邊　信之

（国際部国際交流課長）参議院
参事　馬場　誠治
願により平成二十七年二月十八日限り参事を免ずる（二月十八日）

人事異動

最高裁判所

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事
原　克也
司法研修所教官に充てるほか、部の事務を総括する者に指名する
吉田　大輔　安田　明代
司法研修所教官の事務補助の委嘱を解く（各通）
中川　佳男　佐藤　健太
司法研修所教官の事務補助を委嘱する（各通）（以上二月一日）
札幌家庭裁判所判事
孝橋　宏
名古屋高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成二十七年二月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　地図及び簿冊の名称
㈠　平成二十五年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十五年度都市部官民境界基本調査簿
案
㈡　平成二十六年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十六年度都市部官民境界基本調査簿
案
二　前項㈠に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　神奈川県逗子市、静岡県焼津市、下田市、松崎町、愛知県刈谷市、東海市、三重県松坂市、四日市市、鈴鹿市、紀宝町、木曽岬町、明和町、尾鷲市、津市、伊勢市、南伊勢町、志摩市、紀北町、御浜町、徳島県阿南市、宮崎県延岡市の一部
三　第一項㈡に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　山形県上山市、神奈川県大磯町、富山県高岡市、静岡県伊東市、掛川市、富士市、三重県熊野市、川越町、大分県臼杵市、佐伯市、宮崎県串間市の一部
四　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）
五　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで
六　閲覧場所　次表のとおり

第一項㈠及び㈡に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
神奈川県逗子市、静岡県焼津市、下田市、松崎町、愛知県刈谷市、東海市、三重県松坂市、四日市市、鈴鹿市、紀宝町、木曽岬町、明和町、尾鷲市、津市、伊勢市、南伊勢町、志摩市、紀北町、御浜町、徳島県阿南市、宮崎県延岡市	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 国土交通省土地・建設産業局地籍整備課内 電話　〇三（五二五八）八三八四
山形県上山市	宮城県仙台市青葉区二日町九番十五号 国土交通省東北地方整備局建政部内 電話　〇二二（二二五）二一七一
神奈川県大磯町	埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一号 さいたま新都心合同庁舎二号館 国土交通省関東地方整備局建政部内 電話　〇四八（六〇一）三一五一
富山県高岡市	新潟県新潟市中央区美咲町一丁目一番一号 国土交通省北陸地方整備局建政部内 電話　〇二五（三七〇）六五七一
静岡県伊東市、掛川市、富士市、三重県熊野市、川越町	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号 国土交通省中部地方整備局建政部内 電話　〇五二（九五三）八五七一
大分県臼杵市、佐伯市、宮崎県串間市	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号 国土交通省九州地方整備局建政部内 電話　〇九二（四七一）六三三一

七　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
八　誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
九　誤り等訂正申し出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

函館地方裁判所判事兼函館家庭裁判所判事
甲斐　哲彦
札幌家庭裁判所判事に補する
札幌家庭裁判所長を命ずる
山田　陽三
大阪地方裁判所判事
函館地方裁判所判事に補する
函館地方裁判所長を命ずる
兼ねて函館家庭裁判所判事に補する
函館家庭裁判所長を命ずる
高松　宏之
大阪高等裁判所判事
大阪地方裁判所判事に補する（以上二月九日）

○定年退官
判事林道春は二月八日限り定年退官

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、国鉄西日本動力車労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年2月20日午前0時以降、同組合の組合員が従事する西日本旅客鉄道株式会社の別記施設（京都府、大阪府及び広島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成27年2月19日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別記

京都府　福知山支社福知山駅
大阪府　大阪支社四条畷駅
広島県　広島支社五日市駅